

期日指定定期預金規定 変更履歴

【改定日 令和6年8月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
3. 利 息	3. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%	3. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%	中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しました。